

令和2年函審第13号

裁 決  
漁船A引船列乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官永本和寿出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年7月9日04時48分

北海道常呂漁港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 19トン

登 録 長 22.42メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 736キロワット

船種	船名	漁船B	漁船C
総トン数		1.2トン	1.0トン
登録長		6.88メートル	6.88メートル
機関の種類		電気点火機関	電気点火機関
漁船法馬力数		30キロワット	30キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備

Aは、平成24年4月に進水した定置網漁業に従事する軽合金製漁船で、船首甲板にクレーンを設け、船体後部に操舵室を配し、同室前部中央に磁気コンパス、左舷側に舵輪及び機関遠隔操縦装置、右舷側にレーダー及び魚群探知機兼用のGPSプロッターをそれぞれ備えていた。

#### (2) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか7人が乗り組み、定置網の型枠作製作業の目的で、船首0.5メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、甲板員各1人を乗せ、ともに船首0.3メートル船尾0.6メートルの喫水となったC及びBを縦列で引き、Aの船尾からBの後端までの距離が約34メートルの引船列（以下「A引船列」という。）を構成し、令和2年7月9日04時35分常呂漁港を発し、同漁港西方沖合に敷設された定置網に向かった。

ところで、a受審人は、昭和56年から地元の漁業協同組合の定置網漁船に甲板員として乗るようになり、平成17年から船長として乗り組んでいたもので、常呂漁港から同漁港西方の常呂川河口付近までの間、陸岸から200メートルないし300メートル沖合までの範囲に浅所が点在することを承知しており、GPSプロッターに表示されていることから、平素、同漁港と前示定置網を

往復するときは陸岸から400メートルないし500メートル沖合を航行するようにしていた。

a 受審人は、常呂漁港沖合を前示定置網に向かって西行中、霧のため視界が制限される状況となり始めたので、定置網の型枠製作作業を中止することとし、常呂漁港西方沖合の浅所から離れるように右回頭して帰途に就いた。

a 受審人は、レーダーを1.5海里レンジ、GPSプロッターを3海里レンジとしていずれもヘッドアップ表示でそれぞれ作動させ、船首甲板に甲板員3人を、操舵室に甲板員1人をそれぞれ配置し、自ら舵輪後方に立って操船に当たり、04時45分半僅か過ぎ常呂港北防波堤灯台（以下「常呂北灯台」という。）から296度（真方位、以下同じ。）1,500メートルの地点で、針路を127度に定め、機関を回転数毎分1,000にかけて10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a 受審人は、霧のため視程が約50メートルに狭められて視界制限状態となった状況下、常呂漁港西方沖合の浅所まで750メートルとなり、その後同浅所に向首接近する状況となったが、常呂漁港に向かって無難に航行しているものと思い、GPSプロッターを活用して同漁港の北防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付くことなく続航した。

こうして、A引船列は、04時48分常呂北灯台から285度780メートルの地点において、原針路及び原速力で、常呂漁港西方沖合の浅所に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は霧で風はほとんどなく、潮候はほぼ高潮時に当たり、

視程は約50メートルで、北見市常呂には濃霧注意報が発表されていた。

乗揚の結果、船尾部船底外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じ、甲板員1人が海中転落して左肋骨骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、常呂漁港西方沖合において、霧のため視界が制限された状況下、同漁港に向けて帰航する際、船位の確認が不十分で、常呂漁港西方沖合の浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、常呂漁港西方沖合において、霧のため視界が制限された状況下、定置網の型枠作製作業を中止し、右回頭して同漁港に向けて帰航する場合、常呂漁港西方沖合の浅所に向首進行することのないよう、GPSプロッターを活用して同漁港の北防波堤との位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、常呂漁港に向かって無難に航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、同漁港西方沖合の浅所に向首する状況に気付かないまま進行して乗り揚げの事態を招き、船体に損傷を生じさせ、甲板員1人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年6月23日

函館地方海難審判所

審判官 植松 正